

令和 8 年 2 月 1 7 日
国立健康危機管理研究機構

職員の懲戒処分について

国立健康危機管理研究機構において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、国立健康危機管理研究機構職員就業規則第 1 2 3 条第 3 号及び第 6 号の規定に基づく懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

事 項	内 容
処分量定等	職名：看護師（20代） 量定：（停職1月）
事案の概要	兼業の届出を行うことなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定される店舗において業務に従事し兼業報酬を受け取るとともに、自身の SNS に病院内の撮影を含む仕事関係の投稿を行ったものである。
処分年月日	令和8年2月17日

連絡先

国立健康危機管理研究機構

担当：人事課長 嶋原

人事管理専門職 杉山

電話：（代表）03-3202-7181